

船橋市地域生活支援拠点コーディネーター等業務委託に関する
プロポーザル実施要領

1. 業務の目的

障害者の重度化・高齢化や親亡き後に備え、障害者が地域で安心して暮らし続けられるよう地域全体で支援するネットワークの醸成を目的とした地域生活支援拠点事業において、情報連携等の業務を担う「拠点コーディネーター」を設置し、障害者やその家族の緊急時に相談を受け、受け入れ先の確保を行う。また、居住支援を行うためのグループホーム連絡協議会の事務局を行い、地域移行のために必要となる事業所の情報収集や利用者へのグループホーム見学会等の支援や、事業所の運営支援を行うことを目的とする。

2. 事業概要

- (1) 業務名 船橋市地域生活支援拠点コーディネーター等業務委託
- (2) 業務場所 船橋市全域
- (3) 業務内容 別紙『船橋市地域生活支援拠点コーディネーター等業務委託に関する仕様書』による
- (4) 業務履行期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

3. プロポーザル方式により受託候補者を特定する理由

価格のみによる競争ではなく、専門性や知識・経験等において当該業務にふさわしい事業者からの提案により、受託候補者を特定することが必要である。また、民間の創意工夫を提案してもらうことによって、より効果的・効率的な業務遂行が期待できることから、プロポーザル方式にて実施するものである。

4. プロポーザル方式の方法及び理由

相談支援業務の実績を有する事業者が複数おり、広く提案を受ける必要があることから公募型とする。

5. プロポーザルのスケジュール（案）

- | | |
|--------------------|-------------------|
| (1) 公募開始 | 令和7年10月15日（水） |
| (2) 質問受付締切 | 令和7年10月29日（水）午後5時 |
| (3) 質問書に対する回答 | 令和7年10月31日（金） |
| (4) 参加申込書受付締切 | 令和7年11月4日（火）午後5時 |
| (5) 参加資格確認結果通知 | 令和7年11月11日（火）（発送） |
| (6) 提案書等の提出締切 | 令和7年11月18日（火）午後5時 |
| (7) 書類審査（企画提案書の審査） | 令和7年12月18日（木） |
| (8) 書類審査結果通知 | 令和7年12月25日（木） |

- | | |
|----------------|---------------------|
| (9) プレゼンテーション | 令和8年 1月19日 (月) |
| (10) 審査結果通知 | 令和8年 1月26日 (月) (発送) |
| (11) 契約内容の協議 | 令和8年 2月～3月 |
| (12) 契約締結・事業開始 | 令和8年 4月 1日 |

※ただし、各実施日については、事務上の都合により変更できるものとする。

6. 質問と回答

(1) 質問

- ①質問方法 「船橋市地域生活支援拠点コーディネーター等業務委託に関するプロポーザル質問票」に記入し、電子メールで事務局あてに送付すること。

E-Mail : shogai-sodan@city.funabashi.lg.jp

※送付した際は、事務局（047-436-2309）に電話（受付時間：午前9時～午後5時）し到着確認をすること。

※評価等に影響を及ぼす恐れがある質問（参加業者数・参加業者名・評価委員等）についての質問は受付けない

- ②質問期間 令和7年10月15日（水）から10月29日（水）午後5時まで

(2) 質問への回答

- ①回答方法 質問及び回答内容は、すべてホームページ上に掲載し、公表する。
(<https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyoku/nyusatsu/001/p103864.html>)

- ②回答日 令和7年10月31日（金）

7. 参加資格・参加申し込み方法等

(1) 参加資格 次に掲げる事項とする。

- ①本市の業務委託の競争入札参加資格を有している又はそれと同等の資格を有していること。
- ②地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者でないこと。
- ③参加申込書の提出期限から受託候補者の特定までの間に、船橋市建設工事請負業者等指名停止措置要領による指名停止、船橋市建設工事等暴力団対策措置要綱による指名除外及び船橋市入札参加有資格者実態調査実施要領に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- ④令和6年4月1日以降、船橋市において障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第5条第19項に規定する相談支援を実施していること。
- ⑤法第5条第8項に規定する短期入所について、緊急時に受入れ可能な短期入所事業所を保有若しくは提携していること。

(2) 参加申し込み方法

「参加申込書」(様式1)に必要事項を記入し、押印の上、別紙「船橋市地域生活支援拠点コーディネーター等業務委託に関するプロポーザル参加申込書類一覧」に記載の書類を添付のうえ提出すること。

(3) 提出方法 書面(持参又は郵送)での提出

- ・持参の場合 船橋市役所本庁舎2階 障害福祉課
- ・郵送の場合 事務局あて

※持参の場合は、来庁日時を事前に予約して来庁すること。

郵送の場合は、郵送した旨を事務局に連絡すること。

※あて先は「16.事務局(問い合わせ・書類提出先)」を参照

- ・メールアドレス: shogai-sodan@city.funabashi.lg.jp

(4) 提出期限 令和7年11月4日(火)午後5時まで(必着)

(5) 参加申込の承認について

令和7年11月11日(火)に参加申込者に書面で通知(発送)する。

通知書に参加番号を付すので、提案書の表紙に参加番号を記載すること。

※詳細は「10.提案方法等」を参照

8. 提案限度額

(1) 提案限度額

¥67,860,000円

※この金額は、契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものである。

(2) 留意事項

委託期間内における主なリスクについては、下表のとおりとし、これ以外のリスクに関する対応については別途協議するものとする。

項目	リスクの内容	負担者	
		市	受託業者
経済情勢	人件費・物件費等の物価変動に伴う経費の増加		○
	金利変動に伴う経費の増加		○
制度関連等	広く事業者一般を対象とした法制度、税制度等の新設・変更によるリスク		○
	本受託業務にのみ直接影響を及ぼす法制度、税制度等の新設・変更によるリスク	○	
引継費用	事業引継ぎに必要な費用		○

9. 評価方法及び評価基準

本プロポーザルについては、評価委員会が以下の項目を総合的に審査・評価し、業務に最も適した提案を行ったと認められる者を選定する。

- ① 業務の継続性・安定性（法人実績 等）
- ② 業務の実効性（収支計画、人員確保、事業の実施方針 等）
- ③ 業務の管理（情報管理、リスク管理 等）
- ④ 見積もり金額

なお、各項目の配点や評価方法等については、別に定める「船橋市地域生活支援拠点コーディネーター等業務委託に関するプロポーザル審査基準」による。

10. 提案方法等

（1）提出書類

企画提案書等を用意して、期間内に福祉サービス部障害福祉課に提出する。

- ① 企画提案書（様式 5 ～ 2 1）
- ② 各事業の見積書（任意様式）

（2）提案書類の留意事項

- ① A4 版・横書きで正本 1 部、副本 9 部を両面印刷で作成すること。
- ② 文字サイズは 11 ポイント以上とすること。
- ③ 必要に応じて図や表を挿入しても構わない。また、様式に収まりきらない場合は、別添での添付も可能とする。
- ④ 別途表紙を付け、表紙右上に「参加資格要件確認結果通知書」で付した参加番号を四角囲みで大きく記載すること。
- ⑤ 参加事業者名は正本の表紙にのみ記載し、副本の表紙および正副の本文中には記載しないこと。
- ⑥ 各様式は特に指定がない場合は令和 7 年 9 月 1 日現在で記入すること。
- ⑦ 提出された書類は返却しない。
- ⑧ 提出した書類の追加・訂正・差し替えは認めない。
- ⑨ 企画提案書についてはプロポーザル方式実施のため使用するものとし、船橋市に無断でその他の目的のために使用することはできない。

（3）提出方法 持参又は郵送（書留）

- ・持参の場合 船橋市役所本庁舎 2 階 障害福祉課
- ・郵送の場合 事務局あて

※あて先は「16.事務局（問い合わせ・書類提出先）」を参照

（4）提出期限 令和 7 年 11 月 18 日（火）午後 5 時まで ※郵送の場合は必着

11. プレゼンテーションの実施

（1）プレゼンテーションの内容

基本的に企画提案書の内容に沿って、説明すること。

(2) 実施日時

- ① 実施日時 令和8年1月19日(月)
- ② 場所 船橋市役所内 ※具体的な時間及び場所は後日通知する。

(3) 実施に当たっての留意事項

- ① 出席者は、1事業者4名以内とする。4名のうち1名は、企画提案書(様式5)に記載の運営責任者としてすること。また、少なくとも1名は配置を予定している相談支援専門員が出席すること。なお、コンサルタント等、法人の職員ではない専門家等の参加は認めない。
- ② 実施時間は、1事業者45分程度とする。冒頭30分以内で提案者からのプレゼンテーションを受け、その後15分の質疑応答を実施する。
※上記時間には、事業者の入替時間及び準備時間を含まない。
- ③ 市からの貸出物品は、机・椅子・電源・スクリーン・プロジェクターとする。それ以外の物品(PC等)については、参加業者の負担において用意すること。

12. 評価結果の通知、公表等について

評価結果の通知は、すべての参加業者に文書で通知する。

(令和8年1月26日(月) 発送)

評価結果の公表は、市ホームページに公表する。公表する項目は、評価項目・点数配分・受託候補者となった法人名・採点結果とする。

13. 失格要件

次に掲げるいずれかに該当した場合には、失格とする。

- ① 参加資格要件を満たしていない場合
- ② 参加申込書又は提案書類について、提出期限を過ぎて提出された場合
- ③ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ④ 提案限度額を超えた見積を提出した場合
- ⑤ プレゼンテーション開始時間までに会場に来なかった場合
- ⑥ 審査の公平性を害する行為があったと市が認める場合

14. プロポーザルの辞退

参加申込書の提出後、本プロポーザルを辞退する時は、辞退届をプレゼンテーション実施日の3日前までに提出すること。なお、様式については、辞退の意向が示された時に提示する。

15. その他留意事項

- ① 本プロポーザルに係る費用については、すべて事業者負担とする。

- ② 受託候補者と特定されたことをもって、契約締結確定するわけではなく、仕様の協議により訂正・追加・削除を行い確定させた後、同者と1者随意契約を行い、契約書の取り交わしをもって契約成立となる。また、提案内容が全て仕様に盛り込まれるわけではないことに留意すること。
- ③ 参加事業者が1者であっても、評価を行い、受託候補者として適当でないと認められる場合には、受託候補者に特定しないことがある。
- ④ 本プロポーザルにおいて提出された提案書等の書類は、船橋市情報公開条例（平成14年船橋市条例7号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。
- ⑤ 本要領に示した書類のほか、船橋市長が必要と認める書類の提出を求めることがある。
- ⑥ 本プロポーザルに係る業務は、令和8年度予算が成立しない場合には実施しない。これにより参加者及び受託候補者に生じた損害について、市はその損害を一切負担しない。

16. 事務局（問い合わせ・書類提出先）

〒273-8501

船橋市役所 健康福祉局 福祉サービス部

障害福祉課 相談支援係（本庁舎2階）

電話番号：047-436-2309

FAX番号：047-433-5566

E-Mail：shogai-sodan@city.funabashi.lg.jp

附則

（施行日）

この要領は、令和7年9月1日から施行する。

（失効日）

この要領は、令和8年2月1日をもって、その効力を失う。